

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和4年5月8日 10時55分ごろ
発生場所	沖縄県石垣市石垣島 ^{しらほ} 白保埼南方沖 石垣港 ^{とのおしる} 登野城第2号灯標から真方位074° 3.2海里付近 (概位 北緯24° 20.4′ 東経124° 13.7′)
事故の概要	プレジャーボート ^{たか} 貴丸は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和4年6月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 貴丸、0.3トン
船舶番号、船舶所有者等	296-23680沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型（令和4年4月11日をもって失効中）
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北から北東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m（リーフの外）、海上 平穏（釣り場付近）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、出航地沖合の釣り場から帰航中、同乗者が船首で、船首方の浅礁、水深等の状況を見張りながら、船長が船尾方にはあまり気に掛けず、1～2ノットの対地速力で操船していたところ、リーフの縁付近で、突然、船尾方から予期せぬ高波を受け、船体が右舷側に大きく傾斜して海水が入り込み、転覆した。</p> <p>船長は、家族に携帯電話で連絡をとり、救助を求める連絡を受けた家族が海上保安庁に通報した。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用しており、来援した海上保安庁の機動救難士に救助され、救援に来た消防の救助ゴムボートで出航地に戻った。</p> <p>本船は、僚船にえい航され、出航地付近の海岸に陸揚げされた。</p> <p>「波浪学のABC」（磯崎一郎著、平成18年株式会社成山堂書店発行）によれば、次のとおりである。</p> <p>沖合では碎波していない波でも、海岸の浅海域に進んでくる場合には、水深と海底勾配に関係して生ずる浅水変形、屈折、反射などの効果によって波高が増大し、波長も短くなり、結局波形勾配が急峻になって碎波します。これが、いわゆる磯波です。</p>
分析	本船は、帰航中、リーフの縁付近で、船尾方から高波を受けたことから、船体が右舷側に大きく傾斜して海水が入り込み、転覆したものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、帰航中、リーフの縁付近で、船尾方から高波を受けたため、船体が右舷側に大きく傾斜して海水が入り込み、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶は、リーフの縁付近では、予期せぬ高波を受けることがあるので、可能な限り、そのような場所を避けて航行をすること。・ リーフの縁付近を航行する際、海面状態が平穏であっても急な高波の発生に注意し、前方のみならず、全周の見張りを怠らないこと。・ 操縦者は、小型船舶操縦免許証の更新手続きを確実にを行い、有効な免許証を保持して小型船舶を操縦すること。